

社会福祉法人さくらゆき特別養護老人ホームさくらの舞
ユニット型指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所
運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人さくらゆきが経営するユニット型指定介護老人福祉施設特別養護老人ホームさくらの舞に併設するさくらの舞ユニット型指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所（以下「施設」という。）が行う指定居宅サービスに該当するユニット型指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の運営について、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号、以下「基準」という。）第140条の11の規定に基づき、その重要事項を定めることを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画に基づいて自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努めるものとする。

2. 施設は、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3. 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）、市町村その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるように努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次とおりとする。

(1) 名 称 ショートステイさくらの舞

(2) 所在地 岐阜県羽島郡岐南町徳田1丁目79番地

第2章 職員及び職務内容

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、及び職務内容は、おおむね次のとおりとする。

(1) 施 設 長 1名（常勤）

施設長は施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に特別養護老人ホーム基準ならびに介護福祉施設基準に定める運営に関する基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 医 師 1名（嘱託）

医師は利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。

- (3) 生活相談員 1名(常勤)
生活相談員は各居宅事業所との連携、利用者等の生活相談及びサービス利用料金に関する業務を行う。
- (4) 介護職員 4人以上(常勤換算)
介護職員は、利用者のサービス計画案の作成、日常生活全般にわたる介護に関する業務を行う。
- (5) 看護職員 1名(常勤)
看護職員は利用者の保健衛生及び看護に関する業務を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名(常勤)
機能訓練指導員は利用者が日常生活を営むのに必要な身体の機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- (7) 管理栄養士 1名(常勤)
栄養計算、栄養管理ならびに栄養指導を行う。

2. 職員は、併設の特別養護老人ホーム岐さくらの舞(以下「特養さくらの舞」という。)の職員が兼ねるものとし、その配置は施設長が定めるものとする。

第3章 利用定員

(利用定員)

第5条 利用定員は10名とする

(ユニットの数及びユニットごとの利用定員)

第6条 事業のユニット数は1ユニットとし、利用定員は10名とする。

第4章 サービス内容及び費用の額

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業内容は次によるものとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは介護保険負担割合証に記載されている割合額とする。なお厚生労働大臣が定める基準は、施設の見やすい場所に掲示するものとする。

- (1) 利用者が概ね4日以上の利用となる場合の短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画の作成。
- (2) 利用者の1週間に2回以上の入浴。
- (3) 利用者の排せつの自立に向けた必要な援助及び排せつに係るおむつの適時適切な取り替え等。
- (4) 利用者の離床、着替え、整容、口腔ケアその他日常生活上の適時適切な援助。
- (5) 利用者の心身、栄養状況及び嗜好等を考慮しての適時適切な食事の提供。
- (6) 利用者の機能訓練。
- (7) 利用者に対する適時適切なレクリエーション行事等。
- (8) 利用者及び家族に対する適切な相談、助言、その他の援助。
- (9) その他利用者の心身状況に応じた自立支援及び日常生活を充実するための援助。

2. 厚生労働大臣が定める基準により難しい費用がある場合は、その実費を徴収する。指定短

- 期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護に要した交通費は、その実費を徴収する。
3. 滞在費及び食費は別に定めるところによる。
 4. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
 5. 日常生活費、レクリエーション行事費、理美容代、利用者が選定する特別な食事の費用、その他の費用等は別に定めるところによる。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は岐南町及び岐南町近隣から要望がある所とする。

第5章 利用に当たっての留意事項

(利用に当たっての留意事項等)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
 - (2) 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと
 - (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと
2. 施設長は、利用者が次の各号に該当すると認めるときは、当該利用者の市町村に対し、所定の手続により、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。
- (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき
 - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき
 - (3) 故意にこの規程等に違反したとき

(緊急時等における対応方法)

第10条 施設職員は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を利用中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、施設長に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第11条 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
2. 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
 3. 施設は、事故が発生又は再発することを防止するために、必要な次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
 - (3) 事故発生防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行う
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(感染症対策等)

第 12 条 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(身体的拘束の禁止)

第 13 条 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、身体的拘束等という）を行わないものとする。

2. 前項の身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に向けた体制等)

第 14 条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第6章 非常災害対策

(非常災害時における対応方法)

第 15 条 施設職員は、火災等による非常災害が生じたときは、別に定める「特別養護老人ホームさくらの舞消防計画」にのっとり速やかに対応を行うとともに、施設長に報告しなければならない。

第 7 章 その他運営に関する事項

(その他の運営についての留意事項)

第 16 条 施設は、施設職員等の質的向上を図ると共に業務体制を整備する。

(苦情処理)

第 17 条 施設は、提供した施設サービス等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2. 施設は、提供した施設サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持等)

第 18 条 施設職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2. 施設は、施設職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第 19 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は施設長が定めるものとする。

付 則

1. この規程は平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
2. この規程は平成 26 年 3 月 11 日から施行する。
3. この規程は平成 28 年 3 月 10 日から施行する。
4. この規程は平成 29 年 3 月 29 日から施行する。
5. この規程は令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

短期介護予防（ショートステイ）さくらの舞運営規程

別表2（第7条 第3項関係）

滞在費及び食費を以下のとおりに定める。

区分	項目	利用料	内容
滞在費	ユニット型 個室	2,200円	水道光熱費及び建物の維持に要する費用（修繕費、保守料、保険料等）とする。
食費	朝食	470円	朝食、昼食、夕食、おやつを含む給食材料費及び食事を提供するために要する費用（器具維持費、衛生管理費等）とする。
	昼食	530円	
	おやつ	60円	
	夕食	520円	

注1 ただし、特定入所者介護サービス費制度による負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額とする。

注2 通常の使用を超える利用、又は本人の故意・不注意等により、修繕費が発生した場合には、上記利用料とは別に、法人は修繕に要した費用の全部または一部を利用者に費用請求をすることがある。

別表3（第7条 第5項関係）

項目	利用料
理美容代	実費相当分
日常生活費	実費相当分
レクリエーション行事費	実費相当分
その他の費用	実費相当分

別表4（第8条関係）

具体的送迎範囲を以下のとおりに定める。

北エリア	長良橋	北東エリア	日野中央公園
東エリア	名鉄新那加駅	東南エリア	愛知県立一宮養護学校
南エリア	新木曾川駅	南西エリア	カラフルタウン
西エリア	県民ふれあい会館	北西エリア	本荘中学校

上記エリア以外でも要望があればその都度協議する。